

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 岐阜県

(名 称) 株式会社サンワ

(法人番号 9200001032823)

上記被審人に対する令和6年度(判)第16号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金10万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年1月6日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第7号及び第8号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年10月30日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

- 1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実
法第178条第1項第7号及び第8号に該当
被審人は、

第1

下表1の番号1のとおり「提出日」欄記載の年月日に、東海財務局長に対し、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載及び記載の欠缺」欄記載のとおり重要な事項につき虚偽の記載があり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている「報告書」欄記載の変更報告書を提出し、

表1

番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載及び記載の欠缺
1	株式会社 サカイ ホール ディング ス	変更報告書 No. 1	令和4年 12月22日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の31.03%の大量保有者であったところ、令和4年10月19日において、株券を23万6000株保有する者が新たに単体株券等保有割合1%以上の共同保有者となった事項を記載しなかった。
				保有株券等の総数が363万6000株であるところを340万株と記載し、株券等保有割合が33.19%であるところを31.03%と記載した。

第2

下表2の番号1のとおり「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、東海財務局長に対し、「報告書」欄記載の変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに提出しなかったものである。

表 2

番号	発行体	報告書	報告義務 発生日	法定 提出期限	提出事由
1	株式会社 サカイ ホール ディング ス	変更報告書 No. 2	令和 4 年 12 月 23 日	令和 5 年 1 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告義務発生日より前の日において、共同保有者とともに、発行済株式総数の 33.19% の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、共同保有者が共同保有者でなくなった。 ・報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の 33.19% の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の総数が 340 万株まで減少し、株券等保有割合が 1% 以上減少した。

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 に掲げる事実につき

番号 1 の事実

法第 172 条の 8、第 27 条の 25 第 1 項本文、第 176 条第 2 項

表 2 に掲げる事実につき

番号 1 の事実

法第 172 条の 7、第 27 条の 25 第 1 項本文、第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

- (1) 法第 172 条の 8 の規定により、重要な事項につき虚偽の記載があり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書に係る課徴金の額は、

当該変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、令和 4 年 12 月 22 日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$533 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 58,398 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、50,000円となる。

- (2) 法第172条の7の規定により、変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、当該提出すべき変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日における法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額となることから、令和5年1月5日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$537 \text{ 円} \times 10,956,500 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 58,836 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、50,000円となる。